

セーフティネット住宅 登録支援のご案内

費用
無料

セーフティネット住宅とは？

お持ちの賃貸住宅の空き室等^{※1}を「住宅確保要配慮者^{※2}の入居を拒まない賃貸住宅」（セーフティネット住宅）として県などに登録し、有効活用する制度です。神奈川県内の住宅の登録は、「公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会」が県などから指定登録機関の指定を受け、行っています。

※1 新築住宅でも、入居中でも可能。また、1室からでも、戸建て1棟でも可能です。

※2 住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などのこと。

登録については、基本、国のHP「セーフティネット住宅情報提供システム」（検索キーワード：「セーフティネット住宅 登録事業者」）で、申請書を作成いただいておりますが、システムへの入力方法がわからない、煩雑といった意見があります。

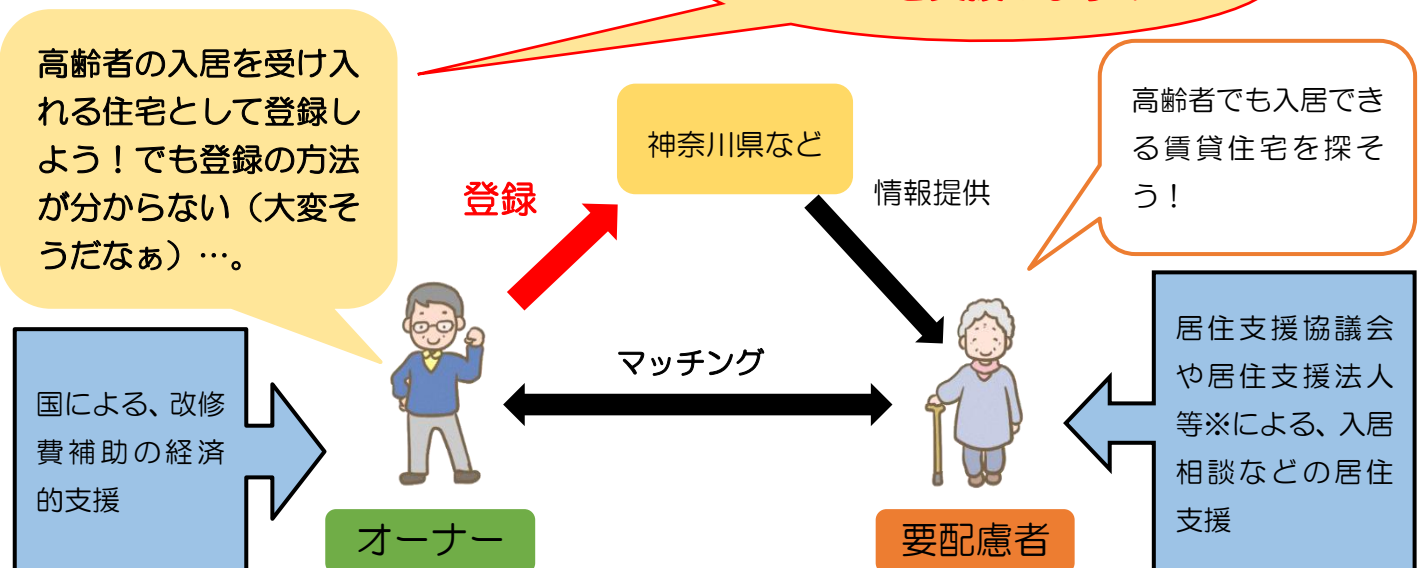
そこで、神奈川県居住支援協議会では、システムへの入力が難しいという方へ、**申請書の作成等、登録作業の支援**を行っています（協力：神奈川県行政書士会）。

登録の手続き等の詳細及び申請書作成のご依頼については、**神奈川県居住支援協議会事務局（TEL：045-664-6896）**までお問合せいただくか、裏面をFAX（FAX：045-664-9359）してください。

（申込期限：令和3年1月29日（金）まで：費用無料）

登録制度と登録支援のイメージ図

ここを支援します！



※居住支援法人…地域で居住支援の活動に取り組む法人として、県が指定する法人です。

登録の支援をご希望の方は、下表を記入して、この面をFAX、電話又はメールで連絡してください。

後日、神奈川県居住支援協議会事務局または神奈川県行政書士会から連絡をさせていただきます。

※なお、登録者は、賃貸人、サブリース事業者など賃貸借契約の当事者となる方となりますのでご注意ください。

FAX返信先：045-664-9359

| | | |
|------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 登録を希望する方の情報について | 貸主名 (法人の場合は法人名) | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX | |
| | メール | |
| 物件情報について | 物件名称 | |
| | 物件住所 | |
| | 戸数 | |
| | 床面積 | m ² ~ m ² |
| | 着工等年月 (西暦) どちらか記載 | 着工年月： 年 月 竣工年月： 年 月 |
| 連絡先窓口 (協議会等から連絡させていただく窓口) | 氏名 (法人の場合は法人名・担当者名) | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX | |
| | メール | |

※物件が複数ある場合は、この面をコピーしてご使用ください。

※ご記入いただきました情報は、システムへの登録など登録支援業務のみで使用させていただきます。また、業務を行う上で、神奈川県行政書士会へ提供させていただきます (個人情報のお取扱いに同意いただける場合は下記のチェックボックスにチェックを入れてください)。

個人情報の取得・利用・提供に同意する

登録支援に関するお問合せ窓口

神奈川県居住支援協議会事務局 (公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)

[住所] 〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4F

[TEL] 045-664-6896 [FAX] 045-664-9359

[HP] <http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/index>

[受付時間] 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時 (12～13時を除く)